

【原則 3－1．情報開示の充実】 iv

取締役候補者の指名を行う際の方針と手続き

当社では、取締役候補者を決定するに際しては、性別、年齢、国籍、知識、経験、能力等、以下の選任基準を十分考慮の上、当社の取締役として株主からの経営の委託に応え、その職務を責任もって全う出来る適任者を取締役候補者として指名することを方針とする。

(取締役候補者の選任基準)

1. 心身ともに健康であること
2. 取締役としてふさわしい人格・見識を有すること
3. 遵法精神に富んでいること
4. 当社の業務に関し十分な経験と知識を有すること
5. 経営判断能力および業務執行能力にすぐれていること
6. 社外取締役候補者については、経営者としての豊富な経験を有すること、もしくは、法律、会計、財務等の職業的専門家としての実績と見識を有すること
7. 社外取締役候補者については独立性判断基準を満たすこと

(取締役候補者の選任及び指名手続き)

取締役の選任は株主総会の決議によるものとし、取締役候補者の指名に際しては、選任基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による答申を得て、取締役会において指名取締役候補者を決定する。

(取締役の解任基準)

1. 職務の継続が困難となった場合
2. 選任基準に満たないと判断される場合
3. 公序良俗に反する行為を行った場合
4. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合

(取締役の解任手続き)

取締役の解任は株主総会の決議によるものとし、取締役の解任提案に際しては、取締役の解任基準を踏まえ、代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による答申を得て、取締役会において取締役の解任提案を決定する。

(代表取締役社長の選解任の手続き)

1. 代表取締役社長の選任については、代表取締役社長候補者のこれまでの実績、能力及び経

験等の評価を総合的に勘案し、代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による答申を得て、取締役会において代表取締役社長の選任を決定する。

2. 代表取締役社長の解任については、会社業績等の評価及び取締役の解任基準を踏まえ、代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による答申を得て、取締役会において代表取締役社長の解任を決定する。

(取締役会の構成に関する考え方)

取締役会は、取締役会の全体としての知識、経験、見識、能力のバランス、以下に示す多様性及び規模に関する考え方を踏まえ、取締役会全体で株主からの受託者責任を果たす構成とする。

1. 規模について：取締役会が、その責務を発揮する観点より、取締役の多様性と知識、経験、見識、能力のバランスを考慮し人数は6－10名で構成する。
2. 多様性について：新任・重任、社内・社外、ジェンダー、国際性等、多様性を考慮し取締役会を構成する。なお、取締役会による監督の独立性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を最低2名選任する。

監査役候補者の指名を行う際の方針と手続き

当社では、監査役候補者を決定するに際しては、企業経営における監査ならびに監査役の機能の重要性と候補者の人格・見識等、以下の選任基準を十分考慮の上、当社の監査役として職務を全う出来る適任者を、監査役会の同意を得た上で監査役候補者として指名することを方針とする。

(監査役候補者の選任基準)

1. 優れた人格・見識を有し豊富な経験と共に高い倫理観を有すること
2. 全社的な視点を有し、客観的に監視する能力を有すること
3. 全社的な視点で自らの意見を具申できること
4. 関連規制など外部環境の動向の変化を的確に把握できること
5. 監査役の内最低一名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有すること
6. 社外監査役候補者については独立性判断基準を満たすこと

(監査役候補者の選任及び指名手続き)

監査役の選任は株主総会の決議によるものとし、監査役候補者の指名に際しては、選任基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による答申ならびに監査役会の同意を得た上で、取締役会において指名監査役候補者を決定する。

(監査役会の構成に関する考え方)

監査役会は監査役会の独立性を確保するため、過半数を社外監査役で構成する。

監査役は財務・会計、法律、経営などの専門家や当社において豊富な経験を有する者から選任する。